

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十三年十二月十七日第七百十号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

	取消番号
第二号 建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
令和七年二月十八日	指定の取消しの年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚七千八百八十二、七千八百八十三、七千三百六十二の各一部	指定の取消しに係る道路の位置
三十六・八七	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)